

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

障害者雇用納付金制度と助成金活用

～平成27年4月から、労働者数100人超えの事業主が納付金制度の対象に～

障害者雇用納付金制度とは、障害者の法定雇用率を下回る事業主から、不足する雇用障害者数1人あたり月額5万円（経過的減額措置により4万円）を徴収し、上回っている事業主に対して調整金の支給、報奨金や各種助成金の支給を行う制度です。

平成27年4月から、常時雇用労働者数100人超の事業主（企業単位）に適用が拡大されます。

	平成27年3月まで	平成27年4月～	平成28年4月～
事業主の範囲 適用対象となる	常時雇用労働者数 200人を超える事業主	常時雇用労働者数 100人を超える事業主	申告・納付の 開始

◆障害者雇用に際して、下記の助成金を活用できます。

①障害者トライアル雇用奨励金

対象者となる障害者のトライアル雇用に対し、障害者1人あたり月4万円など。
現在障害者を雇用している事業主にも適用拡大されました。

②障害者初回雇用奨励金

初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用し、その雇入れによって法定雇用率を達成する中小事業主（労働者数50～300人）に奨励金120万円。

③発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者（手帳を持たない障害者）または難病の人を、継続して雇用する労働者として新たに雇入れた事業主に助成金50万円（中小企業135万円）。

④精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者を新たに雇入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に奨励金を支給（上限25～100万円）。

⑤重度知的・精神障害者職場支援奨励金

新たに重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、その雇用管理のための職場支援員を配置する事業主に対して奨励金を支給。短時間労働者以外は月3万円（中小企業は月4万円）、短時間労働者は月1.5万円（中小企業は月2万円）。

◆詳細はこちらで（厚生労働省HP 事業主の方のための雇用関係助成金）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html